

令和 6 年第 9 回加賀市農業委員会定例総会

令和6年9月25日(水)

開会（午後 1 時 26 分）	
事務局（東出）	これより令和 6 年第 9 回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。 本日は、農業委員の現委員 13 名全員の出席をいただいております、本日の総会が成立していることをご報告します。推進委員につきましては、12 名のうち 11 名の出席を頂いております。 また、本日付議いたしました転用案件等の現地確認調査を、18 日に丸山委員、西井委員、事務局職員 1 名の計 3 名で行いましたことをご報告いたします。 それでは中村会長、議事進行をお願いいたします。
議長挨拶	
議長（中村会長）	皆さん、こんにちは。（あいさつ等） それでは、令和 6 年第 9 回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。
議事録署名員の指名	
議長（中村会長）	初めに議事録署名員の指名をいたします。 13 番 嶋崎委員、14 番 丸山委員を指名します。
議案第 26 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について	
議長（中村会長）	それでは議案の審議を行います。議案 第 26 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局から説明してください。
事務局（西出）	議案第 26 号 [REDACTED] から

	農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、その適否をお諮りします。案件は4件です。 整理番号1番、[]の譲受人が町内の農地を取得するものです。この農地は市外の譲渡人が所有していますが、市外にいたるため耕作できず、申請農地の隣接地を所有し畑を耕作している譲受人が取得後、畑として野菜を耕作するものです。譲受人は野菜を主に農業を営んでおり、今回譲渡人の要望により農地を売買で取得するものです。 整理番号2番、3番、4番の[]の農地は、あわせて3筆で1枚の農地になっており、現在、畑として譲受人が耕作しています。整理番号4番の譲渡人は農地を手放したい意思があり、譲受人が自宅から近い農地を取得し、あわせて整理番号2番、3番の農地も引き受け経営規模拡大を目指すものです。 以上、これら案件は資料2の調査書の通り、農地法第3条第2項各号のいずれの不許可要件にも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議長（中村会長）	只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 （意見、質問なし）
議長（中村会長）	なければ、これより採決に入ります。 議案 第26号 農地法第3条の規定による許可申請について適切と思われる方は挙手をお願いします。 （挙手全員）
議長（中村会長）	全会一致により、適切と認めます。
議案第27号 農用地利用集積計画（案）の決定について	
議長（中村会長）	それでは、議案 第27号 農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局から説明してください。

事務局（中島） 議長（中村会長） 議長（中村会長） 議長（中村会長）	加賀市長より農用地利用集積計画（案）が提出されましたので、その計画の決定をお諮りします。今月の申請は賃貸借の設定による移転が2件で、面積の合計が5,160 m²です。 この1番2番については、[REDACTED]がそれぞれの所有者から借りていた農地5筆を、自分の経営する[REDACTED]で耕作をするものです。尚、当初から中間管理機構を経由して、農地の貸し借りを結んでいる案件です。 以上この2件については、農地の受け手がいずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項、各号要件を満たしており、適切と考えます。説明は以上です。 それでは、只今の説明に対してご意見、ご質問等はありませんか。 （意見、質問なし） なければ、これより採決に入ります。 議案 第27号 農用地利用集積計画（案）の決定について、適切と思われる方は挙手をお願いいたします。 （挙手全員） 全会一致により、適切と認めます。
議案第28号 農地法第4条の規定による許可申請について	
議長（中村会長） 丸山委員	次に、議案 第28号 農地法第4条の規定による許可申請について、事前に現地確認調査を行っていますので丸山委員から報告をお願いします。 報告します。 整理番号1番の転用目的は共同住宅建設です。1番は既に共同住宅が建設されていました。隣地境界に擁壁を設置して生活排水は下水道に接続し、雨水は道路側溝に流す計画です。申請者からは始末書が提出されています。

議長（中村会長） 事務局（橋本） 議長（中村会長） 議長（中村会長） 議長（中村会長）	以上、周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以上です。 それでは、事務局から説明してください。 ご説明します。 1 番は [REDACTED] にあり、田、面積 439 m²、転用目的は共同住宅建設です。この案件は、昭和 38 年ごろと昭和 59 年ごろに共同住宅を建設したもので、事業者は既に亡くなっており建設の経緯は不明です。申請地は、近隣商業地域にあるため第 3 種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。 説明は以上です。 只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 （意見、質問なし） なければ、これより採決に入ります。 議案 第 28 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、適切と思われる方は挙手をお願いします。 （挙手多数） 賛成多数により、適切と認めます。
議案第 29 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について	
議長（中村会長） 丸山委員	次に、議案 第 29 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事前に現地確認調査を行っていますので、嶋崎委員から報告をお願いします。 報告します。 1 番の転用目的は自己住宅建設です。隣地境界に擁壁を設置して生活排水は下水道に接続し、雨水は道路側溝に流す計画です。 2 番の転用目的は自己住宅建設です。隣地境界に擁壁を設

議長（中村会長） 事務局（橋本）	置して生活排水は浄化槽で処理し、雨水と共に道路側溝に流す計画です。 3番の転用目的は資材置場建設です。雨水は浸透させる計画です。 以上3件とも、周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以上です。 それでは、事務局から説明してください。 ご説明します。 1番は[REDACTED]にあり、田、面積184㎡、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は、現在の住居が手狭になったため、申請地を購入して自己住宅を建設するものです。申請地は第一種中高層住居専用地域にあるため、第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。 2番は[REDACTED]にあり、田、面積241㎡、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は、現在の住居が手狭になったため、実家近くの申請地を使用貸借して自己住宅を建設するものです。申請地は農地の拡がり10ha以上の農地の一部であることから、第1種農地と判断されますが、集落に接続しており他に代替地もなかったため、許可相当に該当するものと考えます。 3番は[REDACTED]にあり、畑、面積234㎡、転用目的は資材置場建設です。譲受人は[REDACTED]を営んでおり、既存の資材置場が手狭になったため、申請地を購入して資材置場を建設するものです。申請地は、第一種中高層住居専用地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。 説明は以上です。
議長（中村会長）	只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 （意見、質問なし）

議長（中村会長）	なければ、これより採決に入ります。
議長（中村会長）	議案 第 29 号 農地法第5条の規定による許可申請について、適切と思われる方は挙手をお願いします。 （挙手全員）
議長（中村会長）	全会一致により、適切と認めます。
報告 第 16 号 農地貸借の合意解約について	
議長（中村会長）	次に、報告第 16 号 農地貸借の合意解約について、事務局から説明してください。
事務局（中島）	農地貸借の合意解約の届出がありましたので報告いたします。今月の届出はこの1件で、合計1筆 1,521 m ² の面積です。この件は、耕作者の変更により合意解約が提出されたものです。解約条件は無く、土地の引き渡しについても問題が無くなり適当と考えます。説明は以上です。
議長（中村会長）	只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 （意見、質問なし）
議長（中村会長）	ご意見、ご質問等がなければ、終わります。
報告 第 17 号 農地の賃借料情報の提供について	
議長（中村会長）	次に、報告第 17 号 農地の賃借料情報の提供について、事務局から説明してください。
事務局（西出）	説明させていただきます。 農地の賃借料情報の提供については、農地法 52 条に基づき、毎年、農業委員会より農地の賃借料情報の提供を行うこととなっています。加賀市の農地の賃借料を決める目安として、毎年9月定例総会において報告、その後 10 月上旬に市の HP で公表いたします。 先週 18 日に、農業委員会から中村会長、山崎職務代理、

	前川委員、中出委員、JA 加賀から [REDACTED] にご出席いただき、賃借料について小委員会を開き協議を行いました。 今年はコシヒカリ 1 等仮渡金が 15,600 円となり前年より 3,300 円値上がりし、それに合わせ農地の賃借料をどうするかが論点になりました。米の価格において、インバウンド消費や米の在庫不足等により値上げした価格が今後も定着していくか不透明であることや、資材高騰による農業経営コスト圧迫の負担は想像以上に重く、このような状況で安易に賃借料を値上げしてしまうことは農業離れを加速してしまう可能性もあるため、議案のとおり、前年度と同額の据え置きとなりました。説明は以上です。
議長（中村会長）	只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 （意見、質問なし）
議長（中村会長）	ほかにありませんか。ご意見、ご質問等がなければ、終わります。
報告 第 18 号 農地利用最適化活動について	
議長（中村会長）	次に、報告 第 17 号 農地利用最適化活動について、報告のある方は挙手をお願いします。 （委員からの報告なし）
議長（中村会長）	その他事務連絡については、事務局から報告してください。
事務連絡	
事務局（宮下）	その他資料（資料 3）当面の日程のみを説明 （活動実績等を報告）
議長（中村会長）	ほかに何かありませんか。 なければ、以上をもちまして、令和 6 年 第 9 回加賀市農

	業委員会定例総会を閉会いたします。
閉会（午後 2 時 37 分）	